

藤岡市告示第119号

藤岡市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

令和7年12月3日

藤岡市長 新井雅博

藤岡市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度において藤岡市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務（以下「業務委託」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格に係る基本的事項、申請の時期及び方法等を次のとおり定める。

1 業務委託の種類

業務委託の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者の資格

競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納がある者
- (4) 法律で登録が義務付けられている次に掲げる業種について、当該登録等を行っていない者

測量業者 1級建築士事務所 2級建築士事務所 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士 計量証明業者 作業環境測定機関 気象予報士
--

- (5) 入札参加希望業種について、登録しておらず、かつ、過去10年間の受注実績がない者

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、委託業務の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

4 入札参加資格審査の申請方法

入札参加資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) を使用し、測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

5 申請の受付期間

電子申請の受付期間は、令和7年12月8日から同月23日までの間とする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、別途期間を定め、追加の申請を受け付けるものとする。

6 申請書の添付書類

申請者は、電子申請と同時に次に掲げる書類を群馬県県土整備部建設企画課内に設置された群馬県CALS/EC市町村推進協議会に提出しなければならない。ただし、(7)及び(10)については、市総務部契約検査課に提出するものとする。また、提出書類のうち(8)及び(9)については、電子申請時に電磁的記録により提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可。）
- (2) 納税証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について未納税額がないことの証明）
- (3) 法人にあつては財務諸表（直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあつては確定申告書の写し（直近2年分）
- (4) 委託業務に関し、業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し
- (5) 登録する委託業務に係る技術者に関する免許の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状（委任者及び受任者の氏名並びに委任内容、委任期間等を記載したもの）
- (8) 測量等実績調書（令和8年度及び令和9年度において県が発注する建設工

事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和7年群馬県告示第235号。以下「県告示」という。）別記様式第1号）

- (9) 技術者経歴書（県告示別記様式第2号）
- (10) 関連業者報告書（別記様式）
- (11) 行政書士委任通知書（行政書士に申請の代行を依頼している場合のみ提出する。）
- (12) 市長が、特別に必要と認めた場合には、(1)から(11)まで以外の書類の提出を求めることができる。

7 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。
- (2) 6(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

8 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査を実施したときは、申請者に対し、ぐんま電子入札共同システムを使用して審査結果を通知するものとする。

9 入札参加資格の有効期間

- (1) 入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。なお、随時審査（5のただし書の規定に基づく追加申請に係る審査をいう。）における資格の有効期間は、参加資格の認定の日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 市長は、(1)の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、資格の有効期間を変更することができるものとする。

10 営業の廃止、変更等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。なお、届出に当たり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

1 1 資格の取消し等

市長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 資格の有効期限内に、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなった者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 契約の履行に当たり、故意に調査若しくは測量等を粗雑にし、又は成果物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

1 2 資格の取消し等の通知

市長は、11の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1 3 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び業種）について公開するものとする。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することができる。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 藤岡市が発注する測量・建設コンサルタント等の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年告示第128号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

別表

業種	登録部門	希望部門	
測量	測量業者	測量一般	
		地図の調整	
		航空測量	
建築関係 建設コンサルタント ト業務	1級建築士事務所	建築一般	
	2級建築士事務所		
			意匠
			構造
			暖冷房
			衛生
			電気
			建築積算
			機械積算
			電気積算
			工事監理（建築）
			工事監理（電気）
			工事監理（機械）
			調査
			耐震診断
地区計画及び地域計画			
土木関係 建設コンサルタント ト業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋	
	港湾及び空港	港湾及び空港	
	電力土木	電力土木	
	道路	道路	
	鉄道	鉄道	
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
	下水道	下水道	
	農業土木	農業土木	
	森林土木	森林土木	
	水産土木	水産土木	
	廃棄物	廃棄物	
	造園	造園	
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	

	地質	地質
	土質及び基礎	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	トンネル	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境	建設環境
	機械	機械
	電気電子	電気電子
		交通量調査
		環境調査
		経済調査
		分析・解析
		宅地造成
		電算関係
		計算業務
		資料等整理
		施工管理
地質調査	地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価
	物件	物件
	機械工作物	機械工作物
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
	事業損失	事業損失
	補償関連	補償関連
	総合補償	総合補償
	不動産鑑定業者	不動産鑑定
	土地家屋調査士	登記手続等
	司法書士	
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル
	濃度	濃度
	音圧レベル	音圧レベル
	特定濃度	特定濃度
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定

気象予報

気象予報士

気象予報